

No. 1817
2019・2・11

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp



確定申告の時期が迫ってきました。三次民商税対部では各班で行われる書き込み班会をスムーズに進めるための税金相談員の学習会を開催。三次会場は1月24日に行い、昼の部は13名、夜の部は7名が参加。高田会場は2月1日に行い、昼の部は11名、夜の部は5名が参加しました。

さあ！確定申告へ 税金相談員学習会



確定申告書を使い、間違えやすい箇所や変更点などを説明。特に時間をかけたのは今回改正となった配偶者特別控除と複雑な生命保険料控除です。

配偶者特別控除では「奥さんの収入金額を知らない人も沢山いる。ちゃんと正式な金額が分からない」と控除として入れられないね「今回は特別控除になる人もいるわけだから、節税のためにも、ちゃんと家族で話し合ってもらおう」

生命保険料控除では「いつもながら複雑だ。何か利権が絡んでいるんだろう」「控除証明書の中には分かりづらい書き方の証明書があるので大変」など意見が出ました。

初めて参加した人は「確定申告の仕組みが分かった。早速、自分の申告で実践してみよう」と意気込んでいました。長時間の学習でしたが、仲間のため、自分のためと熱心にメモをしていました。

地域、中小業者のために柔軟な対応を

広島県へ申入れと懇談

民商・広商連は1月30日に、広島県への申し入れと懇談会を行い、三次民商から、佐々木副会長と作田事務局長が参加。広島県から9部署が対応しました。

県独自の中小業者向けの災害支援策を

要望の第一に、災害

支援策の拡充を訴えました。現在、中小業者向けの支援制度は国も県も無い状況です。住宅の損壊だけが補償というのがあるけれど、店舗・工場・機械などは「対象外」となっています。

地域の復興は、生業が再建されてこそ前へ進みます。「小規模企業振興条例」では中小業者を「地域を支えるために欠かせない存在」と位置づけています。グループ補助金や持続化補助金

の積極的な運用は評価しつつも、こうしたネットにかからない業者を支援する制度が必要だと訴えました。

商工労働総務課長は「ご要望の主旨はわかりますが、財政的なことがある・・・その分、グループ補助金で可能な限り全力を尽くします」と回答。

経営革新課長は持続化補助金に触れ「県の独自予算の約半分に到達したところ。広報と対策を強めます。商工会などのマンパワー不足で被災業者さんに対応できていない現状もあり、県として改善していきたい」と対応しました。

仕事起こし策ではまだ壁が

住宅リフォーム助成制度の再実施で、「災害復興と併用して補助



限度額の増額を」との要望には、県の主張する「優良住宅供給」を本分とする住宅行政ではなく、「地域振興・仕事起こし策」としての助成制度を求めましたが双方の主張がすれ違う現状で、行政の縦割り発想ではなく、「振興条例」を活かせば柔軟な対応ができるはず。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

なんでも相談会開催

	日時	時間	場所
三次地区	2月17日 (日)	朝9時30分~12時	三次市民ホールきりり
	2月17日 (日)	朝10~3時	三次まちづくりセンター
	2月24日 (日)	朝10~12時	三次ふれあい会館
	2月24日 (日)	昼12~3時	田幸コミュニティセンター
	2月24日 (日)	昼2~4時	吉舎町 さつき会館
	3月3日 (日)	朝9~12時	三和町 板木コミュニティセンター
安芸高田	2月24日 (日)	朝10時~12時	八千代B&G海洋センター
	2月24日 (日)	昼1時~4時	クリスタルアージュ研修室
	3月3日 (日)	昼2時~4時	甲田文化センターミューズ会議室



☆グルッと拡大(飲食拡大行動)
民商会員、読者以外の飲食店で飲食してもらい民商の宣伝、入会、商工新聞購読を勧めると飲食代を一人につき、千円助成するキャンペーンを実施中。

全支部拡大行動日

左記のなんでも相談会日に拡大行動を行います。全支部目標到達に向けて、各支部会員数の10%以上の参加で盛り上がりましょう。

新年会を盛り上げる



余匠税理士と楽しく懇談
十日市支部

十日市支部

1月19日に新年会を「森新」で行い、15人が参加しました。今回は次の日に消費税学習会をしてもらう金巨(かねこ)税理士をお招きしました。参加者は、税金のことについて聞きたいことがあるらしく、質問が多く出て、税について深く共有した新年会となりました。

三次支部本通班
1月30日 藤原にて
6名参加

毎年恒例の新年会。お互いの勢をあげたい、旅行の計画など楽しい会でした。

無料法律相談

2月18日(月)
午後1時半~

※希望される方は前もって電話などで予約してください。



青年部



本通班

青年部
1月26日、香園にて
14名参加

コミュニケーションの達人

第2講義「話を聞く」
「話を聞く」ときのマナー 1時限目

自分の話は3割程度が目安!まずは聞き上手になろう

昔から「話し上手は聞き上手」と言われます。人は自分の話を本気になって聞いてくれる人に好感を持つものです。「聞いています」というサインは、①態度、②表情、③相槌に表れます。

①態度

まず、椅子には深く座らず、少し浅目に腰掛けます。そして、重心をお尻ではなく思い切った太ももに置くようにしましょう。こうすることで上体が相手に傾き、相手に関心をもって聞く姿勢になるので、自ずと自分の表情もイキイキとし

②表情

話を聞くとき、相手の目をずっと見てしまうと、相手に圧迫感を感じさせます。そこで、相手の額からのどぼとけのあたりで結んだ三角のなかを見るようにすると感じのよい視線になります。

一般に、「話を聞くときは相手の口や鼻のあたりを見なさい」とよく言われるのですが、これは前述の三角のなかになるからです。この三角のなかから少しでも目がそれてしまうと、相手の話をうわの空で聞いているように見えるので気をつけましょう。

感じのよい視線とは



この範囲内を見る

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654